

# 群馬自治

1

平成31年

No.359

月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 梅村 透／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 027-290-1352

特集

## 地方自治運営の基本は市町村

早稲田大学大学院政治学研究科教授 片山

善博

町村トップ通信

板倉町／栗原

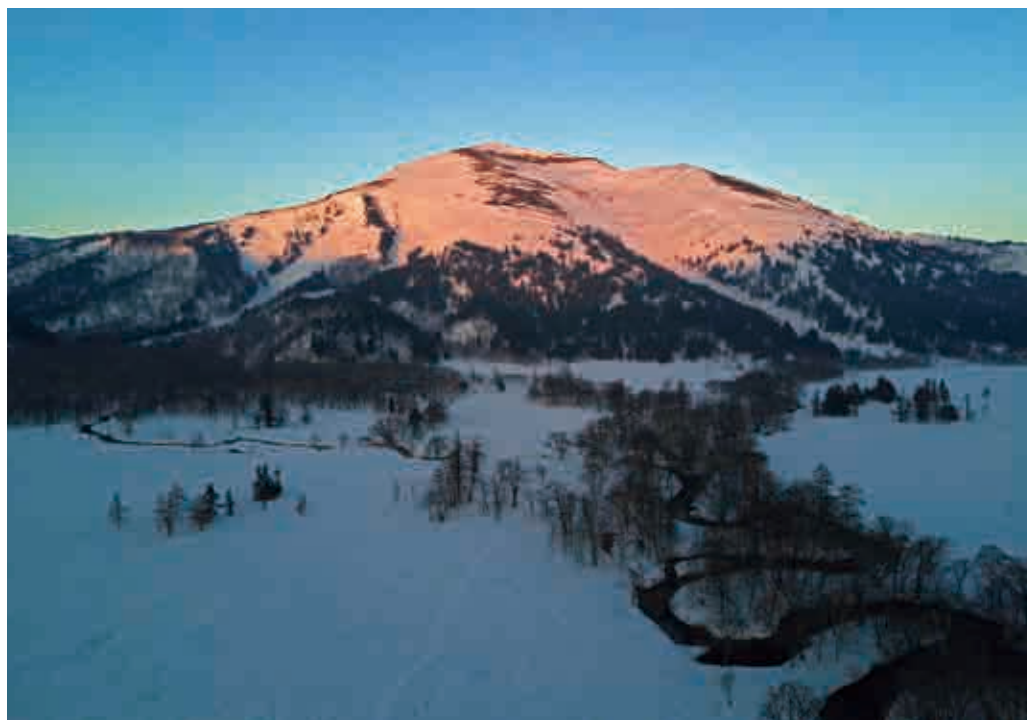
実 町長

議長随想

川場村／飯塚

貞次

議会議長



夜明け

新井幸人民の尾瀬シリーズ▶ 71

おすすめの一冊⑦ 「ごみ収集という仕事」

上野村は平成三十年十一月一日現在、人口が一九四人と群馬県で最も人口が少ない自治体です。村の面積の九五割を森林が占めており、古くから林業や木工が地域産業となっていました。

平成二十二年頃頃から林業の再生と木質バイオマスの利活用を両輪とする地域循環型産業による地域の活性化に取り組み、搬出間伐・作業道開設への支援、木質ペレット工場の建設、公共施設へのペレットボイラー・ペレットストーブの設置などを行い、平成二十七年からは木質ペレットをガス化して行う木質バイオマス発電施設の稼働を開始するなど、広葉樹を含めた身の丈に合った森林資源の活用とバイオマスエネルギーの地産地活を進めてきました。

木質バイオマスの事業を行う上で重要となるのが、原木の安定的持続的な確保です。高性能林業機械や森林GISの整備支援などを行い、林業の効率化・低コスト化を進める一方、二十五年サイクルの素材生産計画を作成し、森林組合や民間の林業事業体とも連携しながら、未利用材の確保に努めています。平成二十七年十月には、群馬森林管理署と上野村による「上野村森林資源循環利用推進協定」を締結し、国有林野からの原木供給についても連携を進めてきたところです。

また、福祉施設への木質ペレットボイラーの導入とともにCO<sub>2</sub>排出量削減の取り組みとして、J-クレジット制度のプロジェクト登録を行いました。現在モニタリングを進めており、一定のCO<sub>2</sub>削減量をクレジットとして認証を受け売却していく計画です。

このような様々な取り組みが評価され、平成二十九年十月には群馬県内では初となる「バイオマス産業都市」の認定を受けました。バイオマス産業都市とは、原料生産から利用まで、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域を対象に関係七府省が共同で選定し推進するものです。今後、この認定を新たなスタートとして、現場の課題を一つ一つ解決しながら地域林業と木質バイオマス事業の拡充に取り組み、景観や防災へも寄与する持続的な地域づくりへとつなげていきたいと考えています。

（上野村役場 振興課 佐藤 伸）

### 上野村 木質バイオマスの活用



# 群馬県町村会の使命

群馬県町村会会長  
(甘楽町長)

茂原 莊一

謹賀新年

平成三十一年元旦

【群馬県町村会】

会長 茂原 莊一  
(甘楽町長)

副会長 熊川 栄  
(嬭恋村長)

堤 盛吉  
(昭和村長)

理事 石関 昭  
(吉岡町長)

田村 利男  
(神流町長)

後藤 幸三  
(高山村長)

中澤 恒喜  
(東吾妻町長)

外山 京太郎  
(川場村長)

栗原 実  
(板倉町長)

金子 正一  
(邑楽町長)

監事 黒岩 信忠  
(草津町長)

村山 俊明  
(大泉町長)

事務局長 梅村 透

外職 梅村 一同

明けましておめでとうござい  
ます。  
皆様におかれましては、穏や  
かで輝かしい新年を迎えられた  
ことと心からお喜び申し上げま  
す。

昨年を振り返って

昨年、大阪北部地震、七月  
の豪雨、北海道胆振東部地震な  
どの自然災害が生じ、各地で甚  
大な被害がもたらされ、被災地  
では、全力を挙げて復旧・復興  
に取り組まれています。

本県においても、昨年一月に  
噴火した草津本白根山のように  
二十四時間体制で常時監視され  
ている活火山を有し、急峻な山  
地や河川も多く、災害を受けや  
すい地域でありますから、何時  
、何処でも起こりうる災害に備  
え、防災・減災対策の一層の充  
実強化を図るとともに、県・市  
町村相互の連携を深め、住民の  
尊い生命、身体及び財産を守つ  
ていかなければならないと気持  
ちを新たにしております。

選挙の年

本年は、統一地方選挙が四月  
に行われ、本県では、県議会議  
員のほか、八市町村長、二十一  
市町村議会議員の選挙が行われ  
る見通しで、七月には、参議院  
議員通常選挙と知事選挙も行わ  
れる予定です。

志を高く持ち、我が郷土のあ  
るべき姿や将来像を標榜し、選  
挙に立候補されます多くの方々  
のご必勝を祈願し、心から声援  
を送らせていただきます。

また、有権者の皆様におかれ  
ましては、選挙は、一人ひとりの  
意見を暮らしや社会づくりに  
反映させるための大切な機会  
で、民主主義の基本となるもの  
ですから、各候補者の考え方を  
理解し、理性的に考え、自分自  
身で判断し、大切な自分の一票  
を進んで投票されますようお願い  
いたします。

町村長の責務

町村を取り巻く環境は、急速  
な少子高齢化や人口減少、基幹  
産業である農林業の衰退など依  
然として多くの課題を抱え、ま

た、総じて税源にも乏しく、厳  
しい財政運営を余儀なくされて  
おります。

こういった大変厳しい状況に  
はありますが、町村長には、先  
人たちが守り伝えてきた文化や  
伝統、美しい景観や自然環境な  
どを次世代に引き継ぐという大  
きな責務があります。

この大きな責務を全うするた  
め、町村長相互の連携を一層強  
固なものとし、直面する課題に  
積極果敢に取り組み、地域特性  
や地域資源を活かした施策、国  
土強靱化のための防災・減災事  
業などを展開し、豊かで安全・  
安心な住民生活と個性あふれる  
多様な地域づくりを進めて参り  
ます。

本会創立百周年

群馬県町村会、本年十二月  
をもちまして創立百周年を迎え  
ます。

これもひとえに、県内町村長  
の皆様をはじめ、関係各機関皆  
様のご支援、ご協力の賜物と深  
く感謝申し上げます。

一九一九年(大正八年)の「群

馬県町村長協議会」としての発  
足から一世紀、関東大震災、軍  
国主義の台頭、敗戦からの復興、  
高度経済成長、平成の大合併な  
ど様々な時を重ねてきました。  
折しも本年は、新天皇がご即  
位される年でもあり、このよう  
な良き年に百周年を迎えられま  
すことは、誠に光栄であり、大  
きな喜びとなります。

本会の使命

本年は、百年の歴史を振り返  
るとともに、新たな百年に向け  
た出発点ともなりますが、これ  
までの百年でも、新たな百年で  
も、本会として一貫してきたも  
の、一貫すべきものは、町村に  
対する支援だと考えます。

本会の使命であるこの「町村  
に対する支援」をより一層充実  
強化して参りたいと考えており  
ますので、引き続き本年も皆様  
から温かいご支援、ご協力を賜  
りますようお願い申し上げます。  
結びに、各町村の益々の発展、  
皆様のご健勝とご多幸をご祈念  
申し上げ、新年に当たつてのご  
挨拶とさせていただきます。



# 二元代表制の重み

群馬県町村議会議長会長  
(上野村議会議長)

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年は、天皇陛下のご退位により新たな元号となる年、東京オリンピック・パラリンピックを来年に控えた年、そして、我々にとって統一地方選挙の年という重要な年であります。

この四年間の審判、また、これからの四年間の期待が込められた一票が、立候補者に投じられます。

選挙戦という戦いの年ではありませんが、災害のない平穏な年になるよう、願わずにはられません。

## 自然災害の教訓

昨年を振り返ると、大規模災害により多くの方がお亡くなりになり、大勢の方が不自由な生活を強いられました。

二百人以上が亡くなられた西日本豪雨、関西空港を浸水させた台風、震度七の北海道地震、

大阪地震そして、六月には本県でも震度五弱の地震がありました。

西日本豪雨では、「正常性バIAS」という言葉が聞かれました。これは、何らかの異常事態が起きた時に「これは正常の範囲内だ」と思い込んで、心を平静に保とうとする働きだそうです。生きていくうえでは必要な心の働きですが、災害時には、危険を過小評価してしまうことにつながり、避難が遅れる危険があり、今回の場合もそういった心理により、判断に迷ったケースが多かったのではないかとみられています。

反面、今回の豪雨災害で、一帯が土砂に襲われながら、お年寄りを含む百人近い住民が、全員無事だった地区があります。

この地区では、避難に助けが必要な高齢世帯などを把握し、緊急事態の際に誘導・介助する担当者をあらかじめ決めており、日頃から声をかけ合っていたため、担当者に躊躇なく助

けを求めることができたそうです。

高齢化が進む中、こうした地道な活動が、災害の被害を少なくすることに繋がることが証明されました。

過日の読売新聞「編集手帳」に「災害に立ち向かうとは逃げることもないかもしれない。」とありました。「災害に立ち向かうこと」と「逃げる」とは、「反対のようでも同義である」とも書かれていました。

## 二元代表制の理念

さて、昨年三月に総務省の「町村議会のあり方に関する研究会」が、議員のなり手不足に關して報告書を公表しました。

全国町村議会議長会では、即日、この報告書の内容に対する否定的な見解を表明しました。報告書では、現行の議会制度は維持しつつも、小規模市町村を念頭に「集中専門型議会」と「多数参画型議会」という二つの新たな議会を自主的に選択で

仲澤 太郎

きる制度の創設を検討しており、その内容は議決事件を限定し、議会の形を一定の枠に押し込めようとするもので、議会の自主性・自律性を阻害するものです。昨年の八月二十四日には、日本弁護士連合会が、この報告書に対し、二元代表制(憲法第九三条)とした制度趣旨に反するという内容の意見書を取りまとめ、総務大臣及び第三次地方制度調査会会長に提出しました。

別々に選挙された首長と議員が、抑制と均衡を利かせながら、民主的な地方自治の実現をめざすという二元代表制の理念を、忘れてしまったかのような報告書の内容に、驚くばかりです。

今後も各町村議会の発展と議会機能強化のため、微力ながら尽力してまいりますので、皆様の更なるご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。

## 謹賀新年

平成三十一年元旦

### 【群馬県町村議会議長会】

会長 仲澤 太郎

副会長 高橋 茂樹  
(上野村議長)

〃 佐俣 勝彦  
(甘楽町議長)

理事 南 千晴  
(榛東村議長)

〃 山本 隆雄  
(中之条町議長)

〃 滝沢 徹明  
(嬭恋村議長)

〃 星野 栄二  
(片品村議長)

〃 飯塚 貞次  
(川場村議長)

〃 青木 満  
(大泉町議長)

〃 小島 幸典  
(邑楽町議長)

監事 有馬 嘉太郎  
(高山村議長)

〃 青木 秀夫  
(板倉町議長)

事務局長 梅村 透  
外職員 一同





# まっすぐ、正直な政治

板倉町長 栗原 実

前回、平成二十二年七月発行の「町村トップ通信」に、新任町長として掲載いただいた。再び同通信への投稿を依頼され、この間僅か八年であるが、大きな時代の流れの変化を感じつつ、未熟ながら町政運営をしている。

最も大きく変わったことの一つは、テロ対策も含めた防災意識の高揚、自然災害に対する敏感さの増大だと思う。東日本大震災が発生し自然の驚異を身



国道354開通式

にしみさせられたこと。同時に原発事故による広域放射能汚染問題、原発誘致自治体としてのその恩恵を満喫していたことを後悔せざるを得ない程の、最愛の郷土を不毛の地として捨てざるを得ないような現実が、今日もお続いていること。自然災害と人災の相乗的恐ろしさを体験してしまったことが原因であろう。また地球温暖化による自然災害リスクの増大、各地で季節を選ばず集中豪雨や洪水、土石流があったり、頻繁に最高気温を更新し、熱中症を気にしながらの生活が年々長くなったり、台風の大規模化と本土縦断直撃の比率が多くなっていることなども原因だろうと感じている。

もう一つは、人や組織の信頼関係の基礎が崩れないかという不安の増大である。法律的な判断は難しい問題であるが、常識的にはいかにも問題ありと思われることが実社会ではいろいろ起こる。そんな時は、先例や人生の先輩が解決策、常識的な収め方、謝り方等々を指導し、威厳や立場、信頼感、善悪感、進退感を保持して収めてきたように思っていたが、昨今は真実を隠す、答えない、口裏を合わせる、他人のせいにする、能力を屁理屈に使う、結果として逃げまくる、嘘を付くなど、モラルの崩壊が連日報道され、うんざりの感がある。政治家、官僚、教育者、芸能人、スポーツ関係者など、子供たちや社会人が目



新庁舎現場

標とする立場の方々の不祥事、あるいはあるべき姿を語る立場の方々の対処は見ても無惨、地に落ちていると思われる。見本（教科書）が悪ければ全体まで腐るのとおりである。その傾向が特に目立っている気がしてならない。

2つめの観点から、我が町では、信頼をされる政治を目標に、隠さない、正直な報告と答え、口裏合わせや他人のせいにならない、屁理屈に力を使わない、逃げない、嘘を付かない等々に全力を傾けている。信無くば立たずが行政、政治の原点と思うからである。

この八年間を振り返り、まずは公約の達成度は、今最優先の



合併協議会

課題は、町民目線の先は、新たな問題点は、等々改めて立ち止まって考えてみると、ハード面では、八間樋橋の完成、国道三五四号の開通、庁舎の建設、広域防災無線の導入、小中学校の各種改修、町道改良、橋梁長寿命化、企業の多数誘致等を行い、ソフト面では、給食費全面無料化、高齢者福祉・子育て支援の充実、住宅関連補助金、合併対策等精一杯の対応をしてきた。町長自らの身を縛る給料三割カット、専属運転手は使わない、特権階級にならないことを実践し、公約はしたがなかなか達成できない点をむしろ抽出して皆様に説明しながら、一〇〇割目指して頑張っている。

結果として、各種目標がこれだけ実現できたということは、職員のお陰であり、総合力の結果である。このことも充分わかってはいるが、なかなか褒めることよりつい逆の自分を感じる時、職員との年齢のギャップがただただ開いていく中で、「やってみせ、言ってみせて、させてみせ、ほめてやらねば人は動かじ」、七十歳の我が町の首長も、いつになったら山本五十六になれるやら。人を動かす勉強、勉強の毎日である。



## 地方自治運営の基本は市町村

早稲田大学大学院政治学研究科教授 片山善博

地方自治はあくまでも市町村を基本単位として運営されるべきである。これは地方自治をライフワークにしてきた筆者の信条である。

こんな当たり前のことを持ち出すのは、先の総務省の自治体戦略2040構想研究会の報告書に、これからの地方自治は市町村単位ではなく圏域単位に運営されるべきだとの考えが色濃く出ていて、そのことに強い違和感を覚えるからである。

報告書では、これからの地方行政は、核となる都市を中心とした圏域単位の行政を標準にするべきだという。また、核となる都市がない地域では、都道府県が市町村の補完・支援に本格的に乗り出すことが必要だともしている。

筆者は都道府県が小さな市町村を積極的に支援すべきだとする点については賛同する面もあるのだが、全体としてこの構想には強い違和感を抱いている。その理由の一つは、研究会の発

想がいかに官僚的であり、中央集権的体質が滲み出ているからである。

そもそも地方自治の本質は、地域のことは地域に住む人たちの意思と責任で決めるところにある。その中心は第一義的には

基礎的自治体としての市町村である。市町村で処理できないことは都道府県が処理し、それでも手に余る問題は国が引き受ける。この補完性の原理を伴いするものの、地方自治の原点はあくまでも市町村である。

### 構想は中央集権的自治体再編論

ところが、研究会報告はこの

原点からはかなり外れている。地方自治は国が中心となって差配すべきだとの考えが、色濃く反映された内容となっている。そこでは、まず市町村が実施しなければならぬ事務を国が決め、それを全国津々浦々、漏れなく市町村に実施させるにはどうすればよいかと考えるところからこの構想は練られている。

この構想に接した時にまず頭に浮かんだのが国税の組織編成のことである。筆者はかつて東北地方で税務署長を務めていた

る。すべての税務署に専門的知識を持った職員を配置することができないからである。

中心署に配置された職員は、自分の署だけでなく県内の他の税務署の管轄区域についても、該当する困難な事務について責任を持つ仕組みにするのだが、こうしたやり方は国税組織の運営上ことに合理的である。限られた人的・財政的資源の有効活用につながるからである。

これからの地方自治行政は圏域単位に運営すべきだとすることのたびの構想は、以上述べた国税の組織編成の発想とよく似ている。国税組織と同じように自治体においても、限られた資源の有効利用の実現につながると考えているのだろうか。しかし、研究会は肝心なことを忘れている。地方自治の理念と基本原理を、である。

ことである。そこでは国税局管内の税務署の業務は一律に決められている。ところが、現実には税務署によって規模や実力に差がある。都市部にある税務署と地方部にある税務署とでは署員の数にも組織の大小にも自ずと違いがある。

そもそも、国税は全国一本の中央集権的な組織であるのに対して、自治体はそれぞれが独立し、自主的に運営される組織である。官僚制のもとで中央集権的に編成された組織に適用すると合理的に機能する仕組みを、それと大きく異なる原理で運営される地方自治の領域にス

トレートに持ち込もうとしているとすれば、研究会は致命的な

勘違いをしているというほかない。

## 自治体財政困窮の原因を探る

もう一つ違和感を覚えるのは、自治体が財政面で苦境に陥っていることについて、その大きな原因を作った国の責任に研究会が無頓着である点である。これまで自治体は各種の公共施設をいわばフルセット方式で整備してきた。中にはデラックスに過ぎたり、実需要の範囲を越えていたりするものもある。

それらの維持管理費が自治体財政を圧迫しているし、いずれ更新の時期が来ればさらに財政を苦しめる。であればこそ、これからは圏域を単位にして公共施設の合理的な配置を考えるべきだと、研究会は言いたいのだろう。

たしかに、それぞれの自治体が競い合うように各種の施設を乱立させてきたこれまでのやり方は決して賢明ではなかった。しかし、そうした現状を招来した責任の多くは国にあったということを忘れてはいけない。

やれ景気対策だ、やれ地域活

性化対策だと発破をかけ、「有利な起債」を餌にして全国の自治体を単独事業に駆り立てたのは国ではなかったか。もしこんな仕掛けがなかったら、多くの自治体は公共施設の乱立に狂奔

## 国が自治体を再編に追い込む愚

話をもとに戻す。国は以前から全国の自治体を粒揃いにしたいと考えていることは確かだ。自治体がやらなければならない事務を中央集権的に決め、それを悉なくやらせるには自治体が粒揃いであることが望ましい。その粒揃いにするための大作戦が平成の大合併だったと言っているところ、平成の大合併では

結果的に取りこぼしがあった。できれば、取りこぼした地域はさらなる合併によって粒揃いを徹底させたいが、合併の評判が芳しくない事情のもとではそれ

することもなく、もつと地道で賢明な財政運営に徹していたに違いない。研究会は国が設置した存在だから、その設置主体を批判することを憚られたのかも知れないが、国の過去の所業に目を瞑り、自治体財政の表面的な現況だけを前提にあれこれ議論したのだとすれば、もはや違和感を通り越し、その議論にも報告の内容にも信頼を寄せることは難しい。

も困難である。そこで出てきたのが圏域という概念のもとに自治体を再編成するという構想で、このたびの研究会報告はこの流れに沿っている。

合併がこれ以上進まないのであれば、中心市を核にした圏域単位の行政を標準仕様にし、それに当てはまらない地域では市町村に代わって都道府県に一定の役割を果たさせる。これで全国津々浦々、漏れのない行政体制を整えることができる、とする構想である。

既にこの構想は地方制度調査会で議論されているが、地方制

度調査会は間違ってもこの構想をこれからの地方自治のあるべき枠組みなどと持ち上げ、国がそれを自治体に押し付けるのを容認するような答申だけは絶対に出不さないでもらうよう願っている。官僚的な上から目線の自治体再編がうまくいくはずがないし、それはむしろ地方自治の現状をより悪化させるだけに終わるのが目に見えているからだ。

平成の大合併はまさしく官僚制的な上から目線の自治体再編劇だった。それは、国が枠組みを決め、それを押し進めることの弊害を理解するにはうってつけの教材になると思う。本来自治体の合併は地域にとつて百年の計である。ならば地域の将来像をみんなでじっくり検討し、住民の合意を得て合併の是非や相手先を決めなければならないはずだ。

ところが、平成の大合併では国が躍起になって自治体の尻を叩き、しかも合併を促すための度を越した財政優遇措置を講じたため、多くの市町村はそれを目を奪われ、合併についての十分な議論や検討を怠ってしまった。合併することで財政上と



ても有利になるという損得勘定だけが合併の是非を判断する際の基準となつてしまったのである。

その一方で、住民はほとんど蚊帳の外に置かれていたこともあって、住民自身も合併の是非や功罪をじっくり考える機会がなかったし、地域の将来を論じ合うこともなかった。合併が地域の自立や内発的發展につながることはならなかったのである。

このたびの圏域を中心とする構想についても同じ過程をたど

る公算が強い。国が枠組みを決め、そこに自治体を追い込もうとすれば、やはり財政上の優遇措置を用意することになる。それによってまたぞろ住民は蚊帳の外に置かれ、役所を中心に役所本位の損得勘定が罷り通ることになる。結果として圏域の体

裁はそれなりに整うのかもしれないが、それは住民不在の形ばかりのことであって、地域の一体感を醸成したり、その自立を促したりすることにはつながらないだろう。

## 自治体を取り組むべきこと

それでは、人口が減少し、財政が窮乏化する現状の中で、今後の自治体行政をどうすべきか。それは、地域自身が自分のこととして真剣に考え、自らの責任で決めるほかないというのが筆者の考えである。自分たちの地域の人口の推移、将来を見通した財政事情などをよく把握して、どれほどの行政施策を実施することができるのか。老朽化した公共施設をどれほど更新することが可能かということな

どを、自治体が住民とともによく認識し、その認識を広く共有することである。

その上で、自立する道を選ぶのであればそれでいいし、近隣の自治体との合併を検討するのもいい。また、それこそ近隣自治体との連携を模索してもいいし、場合によっては都道府県の助力を得るよう相談するのも差し支えない。大事なことは、それぞれの自治体が自らの判断と責任で地域の将来を選び取るこ

とである。

平成の大合併などこれまでの地方自治の歴史を振り返ると、国が自治体の再編についての枠組みを決め、財政優遇措置などを用意して自治体をその枠組みに追い込むようなやり方は決してうまくいかないことがよくわかる。それは、自治体や住民が地域のことを真剣に考える機会を奪うことになるからだ。

国がやるべきことは、自分た

ちの考えを自治体に押し付けたり、そこに追い込んだりするのではなく、自治体や住民が自らの責任と判断で地域の将来を選び取るプロセスを尊重することである。一方、自治体の側は、国から何らかの制度を用意してもらわなければ動こうとしないこれまでの「生活習慣」を改め、住民とともに地域のことをじっくり考えることに真剣に取り組まなければならないと思う。

## プロフィール

(かたやま よしひろ)

片山 善博

早稲田大学大学院政治学研究科教授

1951年岡山市生まれ。74年東京大学法学部卒業、自治省に入省。能代税務署長、自治大臣秘書官、自治省国際交流企画官、鳥取県総務部長、自治省固定資産税課長などを経て、99年鳥取県知事（2期）。07年4月慶應義塾大学教授。10年9月から11年9月まで総務大臣。同月慶應義塾大学に復職。17年4月早稲田大学公共経営大学院教授。

併せて、鳥取大学客員教授、日本郵船株式会社社外取締役、「デジタル文化財創出機構」理事、「日本司法支援センター（法テラス）」顧問、「角川文化振興財団・城山三郎賞」選考委員、「活字文化推進会議」委員などを務める。

主要著書に「地方自治と図書館」（共著）（勁草書房 2016年）、「民主主義を立て直す 日本を診る 2」（岩波書店 2015年）、「片山善博の自治体自立塾」（日本経済新聞社 2015年）、「日本を診る」（岩波書店 2010年）、「『自治』をつくる」（共著）（藤原書店 2009年）などがある。

テレビ出演は、「日経プラス10サタデー」（BSジャパン）、「報道プライムサンデー」（フジテレビ）など。



## 全国町村長大会に 全国926町村長が出席

大規模災害からの復旧・復興、全国的な防災  
・減災対策の強化に関する特別決議  
車体課税に係る地方税収の確保に関する緊急決議  
を採択



荒木泰臣 全国町村会長

全国町村会主催の全国町村長大会が、平成三十年十一月二十八日正午から、東京・NHKホールで開催された。

大会は、町村長の総意を結集して、農山村の持つ多面的な価値の重要性を訴えるとともに、それぞれの町村が地域の特

性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開できるよう、

多様で個性溢れる町村の実現を目指す目的で毎年開催され、全国九百二十六の町村長、都道

府県町村会関係者及び来賓の安倍晋三内閣総理大臣、大島理森衆議院議長、鈴木淳司総務副大臣、片山さつきまち・ひと・しごと創生担当大臣、二階俊博自由民主党幹事長、櫻井正人全国町村議会議長会会長など約一三〇〇人が出席した。

はじめに、全国町村会荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）から挨拶があり、「今臨時国会において災害からの復旧・復興に係る第一次補正予算を成立いた





安倍晋三 内閣総理大臣

いたが、被災地の復旧・復興が一日も早く成し遂げられるために、国に対しては今後とも万全の財政支援措置等を講じていただくよう要請するとともに、全国どこでも起こりうる大規模災害に備え、社会資本整備や国土の強靱化を強力に進め、全国的な防災・減災対策の強化についても求めていく。また、地方税財政について、町村の生命線ともいえるべき地方交付税をはじめとする一般財源の総額を確実に確保すること、地方にとって極めて重要な財源である「車体課税」が町村財政に影響させることが決してないこと、「ゴルフ場利用税」の現行制度を絶対堅持することを強く求めていきたい」と訴えた。



大森 彌 東京大学名誉教授

続いて、来賓の安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長、鈴木総務副大臣、片山まち・ひと・しごと創生担当大臣、二階自由民主党幹事長、櫻井全国町村会議議長会会長が挨拶を行った。

問題が浮上しているが、人口が減るくらいで自治体は消滅しない。町村長や議会の議員、住民の皆がどんなに苦しくとも絶対に自分の自治体は消滅させないという強い意志を決めれば自治体は消滅しない。町村は既に高齢化のピークを経験し、二〇四〇年ごろの深刻さを経験しているの、どう頑張ればいいのか大体見えている。危ないのは大都市。その大都市を町村の知恵で支える時代が訪れる」と町村長を激励した。

最後に、議事として、金森勝雄 副会長（富山県舟橋村長）の議長のもと、決議、特別決議・緊急決議及び大会要望について、岩澤勝 行政委員会委員長（埼玉県嵐山町長）、汐見明男 財政委員会委員長（京都府井手町長）、黒木定藏 経済農林

委員会委員長（宮崎県西米良村長）及び石橋良治 副会長（島根県邑南町長）が提案理由の説明を行った後、それぞれ採択・決定され、大会を閉じた。

## 決議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本大震災、熊本地震及び集中豪雨等による大規模災害の被災地における復旧・復興をはじめ、一億総活躍社会の実現に向けた更なる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかな

なくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

### 記

一、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること。

一、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。

一、車体課税に係る地方税収を確保し、ゴルフ場利用税を堅持すること。

一、幼児教育無償化の財源確保・円滑な実施に向け、万全の措置を講じること。

一、地方分権改革を推進すること。

一、森林環境税関連法案を確実に成立させること。

一、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。

と。

一、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。

一、農林漁業者が将来に希望をもてるよう、米国とのTAG協議は毅然とした姿勢で臨むとともに、TPP・日欧E

PA対策に万全を期すること。

一、参議院の合区を早急に解消すること。

一、道州制は導入しないこと。

一、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

## 大規模災害からの復旧・復興、全国的な防災・減災対策の強化に関する特別決議

甚大な被害の発生した東日本大震災以降も、熊本地震や豪雨・土砂災害をはじめ全国各地

大きな影響が発生することが明らかにになった。

で様々な大規模災害が発生しており、本年においても、西日本豪雨・土砂災害、累次の台風被害、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震等の自然災害が多発し、いまや全国どこでも被災地

このような教訓を踏まえ、災害に強い強靱な国づくりを進め、国民の生命・財産を守るため、全国町村の総意として、下記事項の実現を強く求めるものである。

### 記

また、近年の災害では、道路・

鉄道等の交通インフラや水道、電力等のライフラインの寸断に

一、財政基盤の脆弱な各地の被災町村では、多くの住民がいまだ避難生活を余儀なくされ、依然として厳しい状況に置かれていることから、被災

により、被災地の暮らしや経済への多大な影響のみならず、物流ネットワークやサブライチエー

ンの遮断、ブラックアウトなどにより、被災地を越えて広範囲にわたり産業経済、国民生活に

置を講じること。

一、森林整備等の国土保全施策

を一層推進するとともに、地方創生実現の基盤となり、災害時には重要な役割を果たす社会資本整備を強力に推進すること。

一、「重要インフラの緊急点検」や災害の教訓を踏まえた「国土強靱化基本計画」の見直しを進めるとともに、計画を確実に実行するための予算・

平成三十一年に予定されている消費税率一〇％への引上げに際し、自動車の需要変動の平準化や国内自動車市場の縮小等の理由により、経済団体等から車体課税の減税等抜本的な改正要望があがっているが、地方税収に深刻な影響を与えるこのような要望には、全国町村の総意として、断固反対する。

## 車体課税に係る地方税収の確保に関する緊急決議

車体課税に係る地方税収は、エコカー減税の導入等の累次の税制改正により、直近の十年間では、約四九〇〇億円、一八％の大幅な減少となっている。

一方、道路、橋梁、トンネル等の整備・維持補修の行政サ一

財源を確保し、国土強靱化のための緊急対策を集中的に実施すること。

一、ハード事業及び人的支援等のソフト事業の両面から、全国的な防災・減災対策の一層の強化、地域防災力の更なる向上を図ること。

以上、決議する。

財源であり、特に地方においては自動車保有が多く、税収に極めて大きな影響を受けることが必須であることから、車体課税の検討に当たっては、税収を減収させず、町村財政に影響を与えないよう万全の措置を講じること。

### 当選町村長紹介



町長 春二 鬼頭

一九五二年四月十一日みなかみ町生まれ。六十六歳。趣味はそば打ち。座右の銘は「公事無私」。



町長 正夫 伊能

一九五一年四月三日中之条町生まれ。六十七歳。趣味は切り絵、釣り。座右の銘は「為せば成る」。感銘を受けた本は『観光立国の正体』。



# 「県関係国会議員と町村長との懇談会」 及び「町村長研修会」を開催

地方交付税と町村税源の充実強化  
及び群大病院の特定機能病院への早期承認について要請

催した。

茂原会長の開会挨拶に続き、梅村事務局長から要請事項の詳細説明の後、出席の国会議員各位から挨拶と要請事項に対するコメントがあった。

また、翌日は、次の講師による「町村長研修会」を実施。終了後、全国町村長大会に出席した。

## 地方交付税の充実強化に関する要請

現在我が国では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方挙げてこれらの課題に積極的に取り組んでおりますが、一億総活躍社会の実現のためには、地方創生の取組を更に推進していく必要があります。

群馬県町村会は、昨年十一月二十七日、東京・グランドアーク半蔵門において、地方交付税及び町村税源の充実強化、本県の道路整備の促進並びに群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認に関して県関係国会議員へ要請するとともに、本県関係国会議員と二十三町村長が意見交換を通じて国・地方相互の理解を深め、今後の町村行政の運営に役立てることを目的として「群馬県関係国会議員と町村長との懇談会」を開催した。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが必要ですが、特に地方交付税が有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」及び「どの

『人口減が地方を強くする』

日本総合研究所 調査部  
上席主任研究員

藤波 匠氏



地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村においては不可欠な機能であります。

よって、本県関係国会議員各位に、この両機能の堅持だけでなく、地方交付税の充実強化を図るため、下記事項の実現を強く要請いたします。

### 記

#### 一 地方交付税の総額の確保

町村が自主性・自立性を発揮して様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要のため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。また、

地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

#### 二 段階補正の全額復元

## 町村税源の充実強化に関する要請

住民とより密接な関係にある町村では、文化・伝統の継承はもとより、食料供給、水源涵養、自然環境保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を担っております。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である町村を次世代に引き継いでいくことは、我々町村長の大きな責務でもあります。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化、深刻な人口減少による地域活力の低下など大変厳しく、また、条件不利な地域を多く抱える町村では、総じて税源に乏しく、厳しい財政運営を余儀なくされております。

このような状況の中で、町村が自らの判断と発想で、地域の個性を活かした地域づくり、魅力あふれる地域づくりを進めていくためには、安定的な財政運

過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

営が欠かせません。

特に地方税は、自主財源の根幹をなし、町村の自主性・自律性の向上を実質的に担保するものですので、本県関係国会議員各位におかれては、町村税源の充実強化を図るため、下記事項の実現を強く要請いたします。

### 記

#### 一 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応しており、地域振興を図るうえでも、不可欠な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持すること。

#### 二 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍



性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、償却資産に係る固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、現行制度を堅持すること。なお、平成三十九年度において「生産性革命」の一環として減税の特例制度が創設されたが、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、本特例制度は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

### 三 森林環境税等関連法案の確実な成立

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、「平成三十九年度税制改正大綱」において、「平成三十一年税制改正において創設する」と明記されたことから、次期通常国会において関連法案を確実に成立させること。

また、新税に係る財政需要を確実に地方財政計画に上乗せして計上すること。

## 本県の道路整備促進に関する要請

道路は、住民の安全・安心な生活を確保し、県土の均衡ある発展のため不可欠な社会基盤であることから、その充実は、県内町村が均しく熱望するところであります。

人口減少が、本格化し、今後人口構成の大きな変化が見込まれる中、労働者の減少を上回る生産性を向上させるとともに、新たな需要を創出し、経済の活性化を図るためには、道路ネットワークの整備・強化が、依然として必要であります。

つきましては、本県の道路整備が着実に進み、道路が生み出す様々な効果が最大限発揮されるよう、下記事項の実現を強く要請いたします。

### 記

一 地方創生と国土強靱化に資する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な公共事業総額を持続的に確保すること。

二 特に財政事情が厳しい町村の道路事業について、地域の実情に即した、きめ細かな事業費総額を持続的に確保すること。

三 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源の創設を検討するとともに、平成三十一年度道路予算の所要額を確保すること。

四 道路施設の老朽化対策を着実に進めるため、点検・修繕・更新予算の別枠確保など財政的・技術的な支援を拡充すること。

五 本県の高速交通網を補完する「七つの交通軸」の主軸である次の道路については、計画的な整備に必要な予算を十分に確保し、重点配分するとともに、着実に推進すること。

県央軸 一般国道一七号上武

道路（四車線化）等

東毛軸 一般国道五〇号前橋

笠懸道路等

西毛軸 西毛広域幹線道路等

吾妻軸 上信自動車道等

三国軸 一般国道一七号綾戸

バイパス等

尾瀬軸 一般国道二二〇号等

渡良瀬軸 主要地方道桐生伊

勢崎線等

## 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認に関する要請

群馬大学医学部附属病院（以下「群大病院」という。）では、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故が判明し、平成二十七年六月に特定機能病院の承認を取り消されましたが、事故の判明以来、診療体制の見直しや安全管理体制の整備、病院開設者である群馬大学をあげたガバナンスの強化など様々な改革を徹底して進めています。

こうした再発防止のための取組は、外部委員で構成される病院監査委員会からも高く評価されており、これらの実績等を踏まえ、本年五月三十一日に厚生労働大臣宛てに特定機能病院の再承認の申請を行ったところである。

群大病院は、難治性疾患を含む様々な症例の患者を受入れ、最先端の高度医療を提供してきましたが、特定機能病院としての取扱いがなされないことは、同病院の高度医療技術の研究開発や人材育成機能にも支障を来しています。

また、このような状況は、若

手医師に対する不安感や求心力低下を招き、平成二十七年度に三十名であった臨床研修医の採用数が、平成二十八年度には十四名に半減し、現在に至るまで取り消し前の水準までには回復していません。さらに、本年四月から始まった新たな専門医制度において、本県では外科や整形外科の専攻医が一名のみという厳しい状況となっております。

群大病院に本来期待されるべき高度医療の提供や医師の養成や確保といった役割をこのまま十分に果たすことができない場合には、県民から必要な医療を受ける機会を奪うこととなり、本県地域医療の崩壊にも繋がりがねません。

つきましては、本県関係国会議員各位におかれては、安全で安心できる住民生活を維持確保していくために、群大病院が特定機能病院として早期に再承認いただけるよう、ご理解と特段のご配慮、ご協力を賜りますようお願いいたします。

# 安い掛金で大きな補償！

全国町村職員生活協同組合は、町村等職員が組合員となっていただく職域生協です。  
町村等職員であればどなたでもご加入いただけます。退職後も、継続利用いただけます。  
剰余金の割戻もあります。剰余金が生じたときは、払込共済掛金に応じて剰余金を割戻します。

## 火災共済事業

### 掛金と共済金額

火災共済掛金は、1口10万円につき60円  
契約最高限度額は、600口、6,000万円が限度です

| 共 済 契 約 の 最 高 限 度 |      |         |          |
|-------------------|------|---------|----------|
| 区 分               | 加入口数 | 共済金額    | 共済掛金(年額) |
| 建物のみの場合           | 400口 | 4,000万円 | 24,000円  |
| 動産のみの場合           | 200口 | 2,000万円 | 12,000円  |
| 建物と動産を併せた場合       | 600口 | 6,000万円 | 36,000円  |



## 自動車共済事業

- ① 事故解決のため、全国に査定専門員を配置し、示談交渉サービスを行っています。
- ② 24時間年中無休の事故受付。フリーダイヤルによる夜間・休日の事故受付及び事故現場での対処方法など緊急時の相談業務を行っています。
- ③ 万が一事故を起しても、掛金額が上がることはありません。
- ④ 無料のロードサービスもついています。

### 掛金

| 共済金額 |  | 用途及び車種区分                                  |  |                                    |  | 共 済 掛 金 ( 年 額 )        |                        |                   |                      |
|------|--|-------------------------------------------|--|------------------------------------|--|------------------------|------------------------|-------------------|----------------------|
|      |  | 対人賠償共済<br>対物賠償共済<br>自損事故傷害共済<br>限定搭乗者傷害共済 |  | 無制限<br>1,000万円<br>1,500万円<br>500万円 |  | 自家用普通・小型乗用<br>(660cc超) | 自家用軽四輪自動車<br>(660cc以下) | 自動二輪車<br>(125cc超) | 原動機付自転車<br>(125cc以下) |
| A型   |  |                                           |  |                                    |  | 30,000円                | 19,000円                | 17,000円           | 12,000円              |
| B型   |  |                                           |  |                                    |  | 33,000円                | 21,000円                | 20,000円           | 14,000円              |

下記の共済金をお支払します。



- 対物賠償共済金 (他人の財物を壊したとき)
- 対人賠償共済金 (他人を死傷させたとき)
- 無共済等自動車傷害共済金 (無保険車との事故で死亡・後遺障害となったとき)
- 限定搭乗者傷害共済金 (同乗の家族が死傷したとき)
- 他車運転特約共済金 (他人の車を運転中に事故にあったとき)
- 自損事故傷害共済金 (単独事故で死傷したとき)

## 車両共済(保険)

ご自身のお車を補償します。町村生協の自動車共済に既にご加入の場合 最高43%OFF  
無料のロードアシスタンスもついてきます。  
(町村生協の自動車共済とは別に加入手続きが必要です)

お問合せ  
資料請求は



〒371-0846 前橋市元総社町335-8 市町村会館6F  
全国町村職員生活協同組合群馬県支部(群馬県町村会内)  
TEL 027-290-1352 / FAX 027-255-5302  
Homepage <http://www.zcss.jp/>





## こども議会で感じた

## 明るい未来

川場村議会議長 飯塚 貞次

川場村はコメやコンニャク、リンゴなどをはじめ、一般的な野菜全般を栽培する農業主体の小さな村です。昭和時代の後半からは農業に観光を加え、「農業プラス観光」を提唱して村の活性化を推進してきました。ホテルSL(現ホテル田園プラザ)や川場スキー場はその先駆けですが、近年では道の駅川場田園プラザが大きな発展を遂げ、全国規模で知名度が高まるまでにいたりしました。

そういった好ましい面がある半面、多くの自治体同様、少子高齢化、そしてそれに伴う人口減少という難題も抱えています。川場村においては、近年では比較的多かった平成七年の人口四、二七三人が、昨年十月末では三、二九九人にまで減少してしまいました。さまざまな施策を講じていますが、なかなか厳しいという現実は否めません。

定住対策として、川場村土地開発公社による宅地分譲

「ニュータウンかわば」があります。全十四区画で、村外からの転入もあるなど、ゆっくりではありますが完売に向かいつつあります。

また、子育てや教育の面では、平成二十八年度から幼保連携認定こども園「かわば森のこども園」がスタートし、幼児から就学前の児童約一二〇人が入園しています。園舎の建材にはたくさん

さんの木材が用いられています。それらは村内の山で育まれた木材です。また、このほか、小・中学校の机の天板も作られ、児童・生徒一人ひとりに、入学記念の品として贈られています。

ちなみに、村の面積は約八五平方キロメートルですが、そのうち八三パーセントが森林(村有・国有・私有合計)です。このなかには、一〇〇年以上の歴史を持つ学校林も含まれますが、そこでは小・中学生が毎年一回、教育の一環として防火線の手入れを行います。安価な外材の影響で、国産材の需

要が憂き目にあった時代もありましたが、近年ではまた脚光を浴びるようになってきています。そのような状況下、間伐材を利用した木材コンビナート構想も実現するなど、産業やエネルギー分野へ貢献しています。

こうした村の未来は子どもたちに託されるわけですが、議会ではその意識づけを狙い、平成二十八年度から三回目の中学生による「子ども議会」を開催しました。具体的な開催趣旨は、議会の仕組みや運営方法を実際に体験して理解を深めるとともに、今後の川場村を担う中学生ならではの視点と発想に基づいた、村づくりのための要望



問題解決の提案も含めた、大人顔負けの質問をする中学生たち

や意見を、これからの村政運営に取り入れようというものです。中学生たちは、学校で事前に講義を受けたりグループ討議を行ったりするなど、入念な準備を行ったうえで議会に臨んでおり、今回も、前回と同じく十二名が一般質問を行いました。

質問の詳細は省いてテーマのみを挙げてみましょう。川場村のふるさと納税、災害対策、人口減少問題、ごみ由来の環境問題、林業や水産業など村の産業に関する問題、川場スキー場の活用状況、公用地の活用問題、小中一貫校、図書館の活性化、高齢者の福祉、村民の体力づくりなどです。非常に幅広く、また、掘り下げた内容の質問がなされことに驚かされました。

ところが、驚いたのはそれだけではありませんでした。すべての質問に、自らの考えによる問題解決型の「提案」が付されていたのです。どれも立派なおとな顔負けのアイデアでした。一生懸命研究したであろうことが容易に伺えました。これなら村の未来を託すことができると、一筋の光明どころか、大きく明るい光が差し込んでくるのを実感した次第です。



第62回

## 町村議会議長全国大会

# 地方創生の実現をめざして



祝辞を述べる安倍内閣総理大臣

### 第62回町村議会議長全国大会

～地方創生の実現をめざして～

豪雪地帯振興対策の推進

農林水産業の活性化

町村税財源の充実強化

地方創生のさらなる推進



東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興と大規模災害対策の確立

分権型社会の実現と道州制導入反対

地方議会の機能強化及び議員のなり手確保

持続可能な社会保障制度の実現



会場に響き渡るガンパローコール

昨年11月21日、東京・NHKホールにおいて、全国の町村議会議長など関係者約1,600人が出席するなか、「地方創生の実現をめざして」をメインテーマに、第62回町村議会議長全国大会が開催された（本大会において、第43回豪雪地帯町村議会議長全国大会も併せて開催）。

述べられた。

議事に入り、要望事項、決議及び特別決議を満場一致で採択し、出席者の総意を結集した「ガンパローコール」を行い、盛会裏に閉会した。

大会終了後、「激動の二十一世紀をどう生き抜くか」中・口・朝鮮半島情勢と日米同盟」と題し、外交ジャーナリスト・作家で元NHKワシントン支局長の手嶋龍一氏による特別講演が行われた。

## 宣言

我々町村は、国民生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、我が国の景気は、これまで緩やかな回復基調が続いているものの、少子・高齢化や過疎化、本格的な人口減少社会が到来し、多くの町村においては、厳しい経済・雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している。

加えて、東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害による影響

は、被災地のみならず我が国社会全体に及んでおり、本格的な復旧・復興に向けて解決すべき課題が山積している。

今こそ、国と地方が一体となって、本格的な復旧・復興への取組みを加速化させるとともに、人口減少の克服と地方創生を実現するためには、町村の自治能力を高め、都市と農山漁村が「共生」しうる社会を強力に進めていくことが重要である。

現在、町村では地方版総合戦略に基づいて、本格的な「事業展開」に取り組んでいるところであり、地方創生をさらに深化させるためにも、その流れを加速させなければならない。

我々議会は、本日、「第六十二回町村議会議長全国大会」を開催し、地方創生の実現をめざし、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

## 決議

一 東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興と大規模災害対策の確立を期する

一 地方創生のさらなる推進を

期する

一 分権型社会の実現と道州制導入反対を期する

一 町村財政の強化を期する

一 議会の機能の強化及び議員のなり手確保を期する

一 農林水産業振興対策の強化を期する

一 中小企業振興対策の強化を期する

一 環境保全対策の推進を期する

一 情報化施策の推進を期する

一 地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する

一 少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する

一 教育・文化の振興を期する

一 交通及び生活環境の整備促進を期する

一 消防体制の強化を期する

一 国土政策の推進を期する

一 基地対策の推進を期する

一 過疎、豪雪及び離島等の特定地域の振興を期する

### 東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議

#### 東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議

東日本大震災から七年八ヶ月が経過し、国の定める復興期間も残すところ二年余となり、復興の総仕上げにかかる時期を迎えている。

しかしながら、被災地の現状は、地域ごとに復興の進捗状況にばらつきがあり、特に東京電力福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた地域では、未だ多くの被災者が故郷に帰還することが出来ず、不目

由な避難生活が続いている。

また、平成二十八年四月に発生した熊本地震は、熊本県を中心に甚大な被害をもたらし、地域の住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。

現在、被災町村では、本格的な復旧・復興に全力で取り組んでいるところであるが、被災町村の財政基盤は脆弱であるため、国による万全な支援が不可欠であるとともに、今後は被災

者の「心の復興」がなにより重要である。

さらに、平成二十九年七月九州北部豪雨、平成三十年七月豪雨、平成三十年北海道胆振東部地震などが発生し、大規模災害が毎年のように頻発している。

加えて、将来、想定される南海トラフ地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を強化すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

#### 記

I 東日本大震災からの復興

一 財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興を加速化できるよう、国は、被災地の現状と意見を踏まえながら、「復興・創生期間」における復興の「基本方針」の見直しを行い、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進するとともに、復旧・復興が完了するまでは、万全の予算措置を講ずること。

二 被災自治体に対する人的支援等が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援

を継続すること。

三 復興庁の設置期限は平成三十二年度末までとなっているが、震災からの真の復興・再生を成し遂げられるまで、国による復興推進体制の維持が不可欠であることから、復興庁後継組織を確実に設置すること。

四 地域産業の復興支援のため、「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産基本計画」に基づく施策を着実に実施するとともに、震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。

II 原子力災害対策

一 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」に基づき、原子力災害からの復興・再生を着実に実施すること。

特に、廃炉・汚染水対策を含む原発事故の早期収束に万全を期すとともに、中間貯蔵施設に係る「当面五年間の見通し」及び事業方針に基づき、最終処分場を含め、国が責任をもって全ての放射性廃棄物を安全に管理・貯蔵す



ること。

二 原発事故により生じた直接被害や風評被害及び地方公共団体の減収等の損害について、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うこと。

Ⅲ 平成二十八年熊本地震及び平成三十年北海道胆振東部地震からの復旧・復興

一 今後、町村が財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援について、特別な立法措置も含め、東日本大震災を踏まえた特別の措置を講じること。

特に、コミュニティの再生や土地区画整理等の復興事業に対して、中長期的な財政支援を講じること。

二 住居を失った住民に対し、災害公営住宅等を速やかに提供できるよう、最大限の支援と財政措置を講じること。

三 大きな被害を受けた道路・橋梁・空港等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設、庁舎等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。

また、震災や風評被害等を受けた農林水産業者、商工業者、観光業者等が事業継続や経営再建できるよう、税財政支援、金融支援の拡充を行うこと。

四 平成三十年北海道胆振東部地震においては、大規模な土砂崩れが発生するなど、人的、物的ともに甚大な被害が発生していることから、被災地の復旧・復興対策等に係る十分な財政支援をはじめ、万全な措置を講じること。

Ⅳ 平成二十九年七月九州北部豪雨及び平成三十年七月豪雨等からの復旧・復興

一 近年、記録的な豪雨により、九州北部や西日本等において、河川の氾濫や土砂崩れなどによる甚大な被害が発生していることから、被災地の復旧・復興対策等に係る財政負担の軽減のため、十分な財政支援を講じること。

二 膨大な災害廃棄物が発生しているため、被災町村が実施する災害等廃棄物処理事業について、予算の確保を行うとともに、仮置き場やごみ焼却施設、最終処分場の確保、広域処理体制の整備等、万全

な支援を講じること。

三 大きな被害を受けた鉄道等の公共インフラ及び道路・橋梁等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。

V 大規模災害対策の確立  
一 「大規模災害からの復興に関する法律」等が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、地震、火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に対応するため、国民の

生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。

二 庁舎や避難所など公共施設の耐震化対策に計画的に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財政措置を講じること。

三 頻発する台風や集中豪雨等の災害に備え、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業をはじめとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。

## 地方創生のさらなる推進に

### 関する特別決議

我が国は急速な少子・高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、特に多くの町村においては、町村の基幹産業である農林

漁業の低迷や若年人口の減少により地域経済は衰退し、厳しい状況にある。

こうした中、政府は、平成二十六年十二月、人口減少の克服と地方創生に向けて、二〇六〇年に一億人程度の人口を確保する「長期ビジョン」と

展開」に取り組んでいるところであり、地方創生をさらに深化させるためにも、その流れを加速させなければならない。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

#### 記

一 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を踏まえ、町村が創意工夫により施策を進める上で支障となる法令や制度等について見直しを行うとともに、町村が実施するこれらの施策について、制度的にも財政的にも支援すること。

二 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続を図ること。

三 地方創生推進交付金については、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高いものとするとともに、その規模を拡充すること。

また、地方創生に係る事業を円滑に実施するため、必要

な財源を継続的に確保すること。

四 地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中を是正するため、企業・大学・政府機関等の地方移転など、引き続き積極的に推進すること。

五 都市から地方への移住・交流を推進するため、若者を中心としたU・I・Jターン対策

の抜本的強化、女性や高齢者等の活躍の推進、国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信などの取組を積極的に推進すること。

## 町村税財源の充実強化に

### 関する特別決議

多くの町村においては、これまで若者の流出などによる人口の減少に伴い、地域経済の活力が低下し、地域の伝統・文化の継承の危機に直面する等、多くの課題を抱えている。

このような中、徹底した行財政改革を断行するとともに、厳しい財政状況のもと、各種対策

に取り組んでいるところであるが、これまでも増して活力ある

持続可能な地域づくりを進めていくためには、地方の社会保

障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方

税体系の構築を進めるとともに、大都市への税財源の一極集

中を是正し、地方交付税総額と合わせ、一般財源総額の充実確

保が不可欠である。

平成三十一年度予算の編成にあたっては、社会保障や地方創

生、国土強靱化のための防災・減災対策など対応すべき課題が

年々増大する中、地方が自己責任を十分果たせるよう、地方財

政計画において財政需要を適切に反映した上で所要の財源を的

確に確保すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

#### 記

一 地方の歳出については、平

成三十一年度以降については、

も町村の安定的な財政運営に

必要な地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

二 地方交付税の法定率の引上げを図るとともに、基準財政

需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定の拡充を図ること。

三 幼児教育の無償化や待機児童の解消など消費税率

一〇％引上げの財源を活用した社会保障施策の具体化

にあたっては、地方と十分協議するとともに、国の責任に

おいて必要な地方財源を確実に確保すること。

四 固定資産税における償却資

産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの

受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用

に供している限り、一定の価値が存することから、現行制

度を堅持すること。

五 自動車の保有に係る税負担に関する総合的な検討を行

うにあたっては、安定的な財源を確保し、車体課税に減収

を及ぼさず、町村財政に影響を来さないこと。

また、消費税率一〇％への引上げ時に、自動車税・軽自動車税に係る環境性能割の

導入を確実に実施すること。

六 ゴルフ場利用税は、道路整

備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の十分の七が町村にとつて極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

七 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）につい

ては、新たな森林管理システ

## 議会の機能強化及び議員のなり手確保に関する特別決議

地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機

関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

#### 記

一方、町村議会においては、全国的な人口減少や高齢化の進

行の影響等もあり、議員への立候補者が減少するなど、議員の

なり手不足が深刻化している。

議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすためには、

より幅広い層の住民が議員として参画することが求められており、そのためには、地方議会が

自主的な取組みを積極的に展開

ム下における都道府県と市町村の役割分担、市町村の事業実施体制の確保など、制度の円滑な実施に向けた取組を進めること。

また、森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等に係る歳出を地方財政計画に的確に反映させること。

し、議会の魅力を高め、住民の信頼を得るとともに、議員に立

候補し活躍できる環境を整えることが必要である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

一 地方議会議員の位置付けの明確化

地方議会議員は、地方議会に課せられている団体意思の決定

及び執行機関の監視の使命を全うするため、日常的に住民の声を広く聴取し、議案審議、政策

立案、行財政の監視及び調査研究等に努める旨を法律上規定すること。

二 議決事件に係る政令基準の



## 廃止

議会が自律的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分等の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。

三 多様な人材を確保するための環境整備

(一) 兼業禁止の緩和

「請負」要件を明確化するとともに請負禁止の範囲の見直しを検討すること。

(二) 休暇・休職・復職制度の整備

サラリーマンや女性など多様な人材を確保するため、議員への立候補や議会・議員活動のための休暇・休職制度と議員退職後の復職制度を整備すること。

(三) 手当制度の拡充

期末手当のほか、例えば子育て世代への手当として、育児手当等の支給を可能とすること。

(四) 学校教育における地方議会

## 会の啓発

議会への関心を高めるため、主権者教育の一環として学校教育におけるさらなる地方議会の啓発を行うこと。

(五) 保育スペースやバリアフリー化等の整備

議会内における保育スペース

の設置や議会のバリアフリー化等の議会関係施設等整備に対する財政措置を充実強化すること。

四 選挙公営の拡大

多様な人材の議会参加を促すため、供託金のあり方を含めた中で、町村も市と同様に選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターについて、選挙公営の対象とすること。

また、町村も市と同様に選挙運動用のビラを頒布できるよう制度化するとともに選挙公営の対象とすること。

五 被選挙権年齢の引き下げ

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、選挙権と被選挙権の格差をなくし、被選挙権年齢を引き下

げること。

六 補欠選挙の改正

市町村議会議員の欠員が議員定数の6分の1を超えない場合の補欠選挙においては、「同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき」(首長選挙)のみではなく、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙の場合にも行うことができるようにすること。

七 厚生年金への地方議会議員の加入

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

## 参議院選挙における合区の解消に

## 関する特別決議

平成二十八年の参議院選挙において、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

その結果、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少、自派を代表する議員が出せないなどの合区を起因とした弊害が顕在化した。

今、地方は急激な人口減少に

歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国におい

て最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

次期参議院選挙を来年に控え、本年七月十八日に「公職選挙法の一部を改正する法律」が成立したところであり、合区解消について、抜本的な見直しを行うための国会審議等の残された時間が厳しい中で行われたも

のと理解しているが、合区の解消には至っていない。

よって、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することができる選挙制度とされるよう、強く要請する。

## 第四十三回豪雪地帯町村議会議長

## 全国大会決議

豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るため

には、雪害防除等の克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図ることが不可欠である。

よって、政府・国会は、豪雪地帯対策基本計画に基づき、道府県計画を最大限尊重しつつ、下記対策を積極的に推進されるよう強く要望する。

信網の確保

一 雪国の特性を活かした農林業及び産業振興対策の強化  
一 学校教育施設・生活環境施設等の整備及び医療・介護・福祉対策の強化

一 一定住の促進及び居住環境の向上

一 雪害対策及び消防・防災体制の強化

一 雪資源の積極的な活用及び生活環境改善のための調査研究の総合的な推進

一 豪雪地帯の実状に即した税財政措置の確保

記

一 豪雪地帯対策の充実強化  
一 冬期における交通網及び通

# 医師確保対策や

## 議員のなり手不足に関する

### 十項目を要望

「群馬県関係国会議員と町村議長との意見交換・懇談会」及び「町村議会議長研修会」を開催

群馬県町村議会議長会は、昨年十一月二十日、東京・グラン・ド・アーク半蔵門において、群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認に関する要望など十項目を県関係国会議員へ要望するとともに、国会議員



『「地方議会の自治」を侵害する  
総務省研究会報告書について』  
幸田 雅治氏

神奈川大学法学部教授

幸田 雅治氏

仲澤会長の開会挨拶に続き、梅村事務局長の要望事項の説明後、出席した十名の国会議員各位から要望事項に対するコメントがあった。

また、翌日は、上記講師により研修会を実施し、終了後、町村議会議長全国大会に出席した。

#### 重点要望事項

一、群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認に関する要望

県内の必要な医療サービスを受けられる医師確保を含めた体制整備や休日・夜間の診療体制の更なる充実を図るためには、群馬大学医学部附属病院に対する特定機能病院の早期承認が必要である。

群大病院に本来期待される高度医療の提供や医師の養成や確保という役割をこのまま十分に果たすことができれば、住民から必要な医療を受ける機会を奪い、地域医療の崩壊につながりかねません。

本年九月定例会において、全町村議会が厚生労働大臣外関係大臣へ意見書を提出し、群大病院の特定機能病院としての早期

の再承認を要望いたしました。については、住民の安全で安心できる暮らしを維持確保するため、群大病院の特定機能病院としての早期再承認の実現について、関係機関に対する働きかけを要望します。

二、地域医療における医師確保に関する要望

少子化による人口減少が社会問題となつている中、群馬県の町村部においては、医師不足、特に産婦人科医及び小児科医が不足しており、深刻な状況にあります。

地域住民が安心して生活するためには、救急医療や産婦人科・小児科医療など必要なサービスがいつでも利用できることが重要であり、こうした医師不足問題の解消は喫緊の課題です。

医師が不足している地域や診療科で必要な医師数を確保し、医師の地域偏在と診療科偏在を解消するための必要な措置を講ずるよう要望します。

三、上信自動車道等の七つの交通軸とその軸につながる生活幹線道路の整備促進に関する要望

群馬県が推進する「群馬がはばたくための七つの交通軸構

想」は、地域経済における多大な効果と県土発展に勢いを生んでいます。

広域幹線道路が次々と開通していく一方、その交通軸につながる道路整備が遅れている地域もあり、それらの地域では、過疎化、高齢化が進み、生活道路の整備は地域存続のためにも不可欠です。

加えて、生活道路は、通院、通学など住民の暮らしに直結し、地域間交流を盛んにすることによる産業振興等、重要な役割を果たしています。

については、軸となる上信自動車道の早期完成と生活幹線道路の整備促進について要望します。

四、地方議会議員の位置付けの明確化に関する要望

地方議会議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけではなく、当該地方公共団体の事務に関する調査研究や、住民代表として住民意思を把握するための活動など、広範多岐にわたっています。

また、地方分権時代において、議会に期待されている政策形成、監視機能等を十分に発揮



するためには、今まで以上に積極的に議員活動を展開する必要があります。

しかし、現在、地方議会議員の職務や位置付けが法的に明確化されていないことから、議員活動に対する期待や評価において、議員と住民の意識が乖離し、議員活動を遂行する上でさまざまな支障が生じています。

ついでには、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務及び合議体の構成員としての議会の機能を遂行する責務を議員の職責として地方自治法上明確化し、議員の活動基盤の整備を図ることを要望します。

## 五、議決事件に係る政令基準の廃止に関する要望

町村においては、議会の議決を要する工事・製造の請負については政令で五千万円以上、財産の取得・処分については五千万円以上かつ七百万円以上と定められていますが、この基準が自治体の予算や人口の規模、その地域の地価の動向とは無関係に一律に規定されているため、議決の対象外となる案件もあり、議会のチェック機能が果たせない状況となっています。入札や契約の公正・透明性を確保し、

予算執行の適正化を図るため、政令による基準を廃止し、条例により地域の実情に適した基準を規定できるよう要望します。

## 六、多様な人材を確保するための環境整備に関する要望

我が国の地方自治制度の基本は議会制民主主義であり、議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすためには、より幅広い層の住民が議員として参画することが求められています。

しかし、町村議会においては、全国的な人口減少や高齢化の進行の影響等もあり、議員のなり手不足が深刻化しています。

こうした状況の中、長と議会とが相互に牽制し均衡を保持する二元代表制を維持するためには、議員のなり手不足を解消することが喫緊の課題であり、現在、地方自治法等で規制されている議員の兼業禁止の緩和や休暇、休職、復職制度の整備、育児手当等の諸手当の導入、学校教育における地方議会の啓発、議会内における保育スペースの設置、議会関係施設のバリアフリー化など幅広い層から多様な人材を確保するための法整備及び財政支援を要望します。

## 七、選挙公営の拡大に関する要望

## 望

現在、市議会議員選挙においては条例により選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターが選挙公営の対象になっていますが、町村議会議員選挙においては供託金制度がないことや一般的に選挙運動区域が狭く選挙運動期間も短い等の理由で選挙公営の対象となっていません。

しかし、議員を志す多様な人材を幅広い層から確保することは市も町村も同様であり、また、近年の議員のなり手不足問題や町村合併で選挙運動区域が拡大した町村もあること等に鑑み、町村議会議員選挙においても、市と同様、条例により、選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターを選挙公営の対象とすべきです。

また、市議会議員選挙と同様に選挙運動用のビラの頒布についても制度化し選挙公営の対象とするよう要望します。

## 八、被選挙権年齢の引き下げに関する要望

選挙権年齢は「満十八歳以上」に引き下げられ、成年年齢も「二十歳」から「十八歳」に引き下げる「民法の一部を改正する法律」が平成三十年六月十三

日に成立し、平成三十四年四月一日から施行されることとなっています。

一方、被選挙権年齢は、衆議院議員、都道府県議会議員、市町村長、市町村議会議員は「満二十五歳以上」、参議院議員、都道府県知事は「満三十歳以上」となっています。

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、被選挙権年齢を引き下げよう要望します。

## 九、補欠選挙の改正に関する要望

補欠選挙については、公職選挙法第百十三条の規定により市町村議会議員においては、欠員が議員定数の六分の一を超えた場合に行うこととなっていますが、欠員が議員定数の六分の一を超えない場合においても「同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき」（首長選挙）に行うこととなっています。

この場合、早急に欠員補充を行う観点から、首長選挙のみではなく衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事選挙又は都道府県議会議員選挙の場合にも補欠選挙を行うことができよう要望します。

## 十、厚生年金への地方議会議員の加入に関する要望

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。

しかし、平成二十七年四月に実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票立選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっています。

こうした中、地方議会議員を民間サラリーマン等と同様の厚生年金に加入できるようにすることは、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、さらに社会保障制度の一つとして、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備について、早急に実現を図るよう要望します。

## 群馬県町村議会議員研修会開催

県町村議会議長会は、昨年十月二十六日、吉岡町文化センターで「群馬県町村議会議員研修会」を開催し、県内の町村議会議員及び事務局職員等約三百人が参加した。



開会挨拶をする  
仲澤会長



群馬県町村議会議員研修会



熱心に聴講する議員

この研修会は毎年一回、著名な講師による町村や議会にとつて身近な話題や緊急な事柄を研修するもので、今回は、山梨学院大学教授の江藤 俊昭（えとう・としあき）氏及び早稲田大学教授の片山 善博（かたやま・よしひろ）氏の二人から次の演題で講演いただき、参加者は、ここで学んだ内容を地元での活動に役立てようと熱心に聴講していた。

### 町村議会議員の議員報酬等のあり方について



山梨学院大学  
大学院研究科長・法学部教授  
江藤 俊昭 氏

### 真の地方創生と

### 地方議会の役割



早稲田大学  
公共経営大学院教授・元総務大臣  
片山 善博 氏



吉村潔講師

## 住民に読まれ、支持される 広報紙づくりのポイントとは

### 議会の関心を高める 広報紙作りについて学ぶ



## 議会広報 研修会を 開催

群馬県知事・群馬県議会  
議長と町村議会議長との意  
見交換・懇談会開催

県町村議会議長会は、昨年十一月十六日、前橋市古市町・ホテル ラシーネ新前橋で知事並びに県議会議長と町村議会議長の連携を強化するための意見交換・懇談会を開催した。

この意見交換・懇談会は、自主・自立を目指す町村の発展・振興のためには、県との連携をより一層深める必要があるとの認識から開催しているもので、今回で九回目の開催となる。

意見交換・懇談会には、大澤知事、橋爪県議会議長のほか星名県議会副議長、反町副知事及び荻澤副知事も出席し、情報・意見交換を行った。

### 当選議長の紹介

利根郡みなかみ町 小野 章一  
九月十八日 当選  
利根郡昭和村 永井 一行  
十二月十三日 当選

### 議長会役員の異動

加藤 生（昭和村）  
十二月十日 理事退任  
星野 栄二（片品村）  
十二月二十五日 理事就任

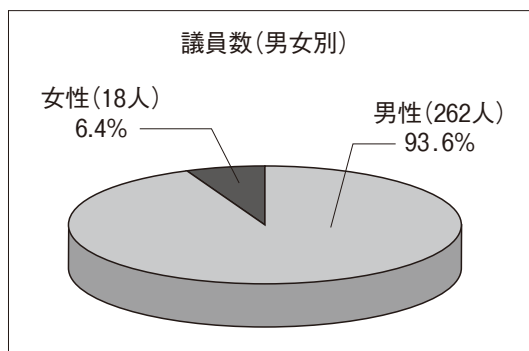


# 第64回

## 町村議会実態調査から

# 住民に開かれた 議会の発展を 目指す

全国町村議会議長会では、毎年七月一日現在における全国の町村議会の実態を調査し、平成三十年で第六十四回を迎えた。ここでは、その調査結果から、本県町村データで参考になると思われるものを抜き出し掲載した。



別表1 議員数（在職年数）

| 在職年数           | 議員数  | 構成比   |
|----------------|------|-------|
| 12年未満          | 206人 | 73.6% |
| 12年以上<br>24年未満 | 63人  | 22.5% |
| 24年以上<br>40年未満 | 10人  | 3.6%  |
| 40年以上          | 1人   | 0.4%  |

一 議員数（総数）  
議員定数二八六八人（対前年三人減）、実数は二八〇八人  
二 議員数（男女別）  
男女別議員数はグラフのとおり（男性議員は対前年七人減、女性議員は対前年一人減）  
三 議員数（在職年数）  
「別表1」のとおり

別表2 議員数（年齢構成）

| 年齢             | 議員数  | 構成比   |
|----------------|------|-------|
| 25歳以上<br>30歳未満 | 1人   | 0.4%  |
| 30歳以上<br>40歳未満 | 2人   | 0.7%  |
| 40歳以上<br>50歳未満 | 22人  | 7.9%  |
| 50歳以上<br>60歳未満 | 41人  | 14.6% |
| 60歳以上<br>70歳未満 | 143人 | 51.1% |
| 70歳以上<br>80歳未満 | 68人  | 24.3% |
| 80歳以上          | 3人   | 1.1%  |

四 議員数（年齢構成）  
「別表2」のとおり  
五 常任委員会  
設置数は次のとおり  
五委員会 一町（前年同）  
三委員会 五町村（前年同）  
二委員会 一七町村（前年同）  
委員会定数の最高は二二人、最低は四人  
六 議会運営委員会  
県内全町村が設置。委員定数の平均は五・六八人  
七 議会事務局  
県内全町村が設置  
専任職員は事務局長六人、職員十七人、一議会あたりの専任職員数は一・〇人。兼任職員を含めても二・五八人。  
一 議員あたりの職員数は〇・二〇人（前年同）  
八 議会広報活動  
議会広報は県内全町村が発行  
うち二二町村が議会単独発行  
（一）費用弁償  
本会議、委員会へ出席した  
（二）議員報酬、費用弁償  
「別表3」のとおり。  
県内町村平均の対前年比較では全役職で前年を上回った。

九 本会議  
一 町村あたりの開催状況は次のとおり  
（一）定例会  
年四回開催が全町村で、一  
定例会あたりの会期日数は  
九・九日、うち、本会議日数  
は二・八日、傍聴者数は  
二二・五人  
（二）臨時会  
臨時会を開催した町村は  
二十議会、そのうち開催回  
数は一町村平均年二・六回、  
一臨時会あたりの会期日数  
は一・〇日、本会議日数は一・  
〇日、傍聴者数は四・三人  
十 議員報酬、費用弁償  
（一）議員報酬  
「別表3」のとおり。  
（二）議員報酬、費用弁償  
「別表3」のとおり。  
県内町村平均の対前年比較  
では全役職で前年を上回った。

十一 議会基本条例  
一〇町村（吉岡町、下仁田町、  
南牧村、中之条町、東吾妻町、  
昭和村、玉村町、板倉町、千代  
田町、大泉町）が制定（対前年  
二町増）

実際の費用弁償は、県内全町村  
が支給していない。

別表3 議員報酬

単位：円

| 区分           | 議長      | 副議長     | 議員      | 常任委員長   | 議運委員長   |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| H30.7.1 本県平均 | 287,591 | 225,522 | 204,665 | 213,109 | 212,652 |
| H29.7.1 本県平均 | 285,939 | 224,739 | 203,491 | 212,413 | 211,957 |
| 対前年比（%）      | 100.6%  | 100.3%  | 100.6%  | 100.3%  | 100.3%  |

今回のおすすめの一冊は、地方自治の若手研究者が、ごみ収集を新宿区内で九カ月間にわたって実体験したうえで著した『ごみ収集という仕事―清掃車に乗って考えた地方自治―藤井誠一郎著・コモンズ刊・二千二百円＋税』です。

出しまナーの悪い人達に対する「お願い」を基本とした指導など、公共サービス提供者としての使命感に溢れた作業員個々の姿、その日の作業でのエピソードや課題を作業終了後に一堂に会して情報交換し、更なる改善や翌日以降の引継事項などに繋げる組織としての姿も伝えています。

## おすすめの一冊



## ごみ収集という仕事 清掃車に乗って考えた地方自治

コモンズ刊・藤井誠一郎著

生の声も集め、ごみが集中する年末年始を「戦場」と、炎天下を「灼熱地獄」と表現し、作業の過酷さを伝えています。

その他にも、ごみ袋が破裂し、水分が飛散した際に、通行人や建物にかららないよう身を挺して盾となり飛散を防ぐ細やかな心遣い、ごみの出し方を尋ねられた時の丁寧な受け答え、ごみ

の熱意やチームワークの結果、居住地の衛生と美観が保たれていることが認識されます。

昨年九月十七日の朝日新聞に、都内でのごみ収集作業中に一部の心ない住民から「臭いから早く持っていけ」とか「勉強をしないから、こんな仕事をすることになる」などの暴言を浴びせられ、やりきれないとい

う作業員からの投書がありました。この本を読めば、とてもそんな暴言は吐けないだろうなと思います。

税源に乏しく脆弱な財政基盤の自治体財政を背景に、事業の民営化や委託化が地方交付税を見返りに国主導で推進されていますが、この本の中で著者は『効率的な行政運営の追及には、誰も異論ないだろうが、それによって失うものがあることも忘れてはならない。住民にできるだけの配慮を持って行うごみ収集は、多様な価値や恩恵を住民に提供している。それらを委託化によって失ってもよいのか。少なくとも、住民に選択権があるべきではないか』と指摘するとともに、机上の計算では算出されない委託化へのコスト、ノウハウが引継がれないためのサービス低下なども懸念しています。

(I)

## これからの主な行事予定

| 群馬県町村会関係              | 日 程           | 会 場                |
|-----------------------|---------------|--------------------|
| 理事会                   | 平成31年1月16日(水) | 群馬県市町村会館<br>町村会役員室 |
| 定期総会                  | 2月14日(木)      | 群馬県市町村会館<br>大会議室   |
| 市町村総合事務組合議会<br>第1回定例会 | 2月15日(金)      | 群馬県市町村会館<br>特別会議室  |
| 会計管理者研修会              | 2月25日(月)      | 群馬県市町村会館<br>501研修室 |

| 群馬県町村議会議長会関係 | 日 程           | 会 場                |
|--------------|---------------|--------------------|
| 正副会長会議       | 平成31年1月11日(金) | 群馬県市町村会館<br>議長会役員室 |
| 理事会          | 1月18日(金)      | 群馬県市町村会館<br>議長会役員室 |
| 定期総会         | 2月19日(火)      | 群馬県市町村会館<br>大会議室   |

## 平成31年 町村長・町村議会議員任期満了日一覧

| 町 村 長 |        |
|-------|--------|
| 町 村 名 | 月 日    |
| 明和町   | 4月25日  |
| 吉岡町   | 4月26日  |
| 神流町   | 4月26日  |
| 川場村   | 4月26日  |
| 嬬恋村   | 4月30日  |
| 榛東村   | 5月17日  |
| 邑楽町   | 12月18日 |

| 町村議会議員 |       |
|--------|-------|
| 町 村 名  | 月 日   |
| 甘楽町    | 4月26日 |
| 吉岡町    | 4月29日 |
| 上野村    | 4月29日 |
| 長野原町   | 4月29日 |
| 草津町    | 4月29日 |
| 片品村    | 4月29日 |
| 川場村    | 4月29日 |
| 嬬恋村    | 4月30日 |
| 高山村    | 4月30日 |
| 板倉町    | 4月30日 |
| 東吾妻町   | 5月12日 |
| 邑楽町    | 5月20日 |
| 中之条町   | 5月21日 |
| 明和町    | 8月 8日 |
| 下仁田町   | 9月 9日 |
| 南牧村    | 9月30日 |

